

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、木田池地区共同施行が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）木田池地区）を行うことについて平成22年2月19日適当と決定した。

その関係書類をまんのう町土地改良課において平成22年3月8日から同月28日まで縦覧に供する。

平成22年3月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀